

公 告

高知広域都市計画伊野第二土地区画整理事業において、下記の表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付を受けるべき者が受領を拒み、又は送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、書類の送付にかえて下記のとおり公告する。

平成22年8月27日

高知広域都市計画伊野第二土地区画整理事業
施行者 いの町
代表者 いの町長 塩田 始
記

書類の送付を受けるべき者

氏 名	判明している最後の住所	通知の内容
野村 万根	吾川郡いの町450番屋敷	土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分通知（別紙のとおり）
町田亀之助	吾川郡いの町1651番地	土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分通知（別紙のとおり）
上田製紙株式会社	吾川郡いの町3058番地	土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分通知（別紙のとおり）
松島 媛	東京市淀橋区上落合一丁目411番地	土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分通知（別紙のとおり）
山本 紋治	吾川郡いの町3459番地1	土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分通知（別紙のとおり）
島崎 済	高知市永国寺町2番屋敷	土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分通知（別紙のとおり）

（「別紙」は掲示済につき省略）

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、高知広域都市計画伊野第二土地区画整理事業施行者の町から同法第133条第1項の規定による公告の内容について通知を受けたので、下記のとおり公告する。

平成22年8月27日

いの町長 塩田 始
記

1. 書類の送付を受けるべき者

氏 名	判明している最後の住所
野村 万根	吾川郡いの町450番屋敷
町田亀之助	吾川郡いの町1651番地
上田製紙株式会社	吾川郡いの町3058番地
山本 紋治	吾川郡いの町3459番地1

2. 土地区画整理法第133条第1項の規定による公告の内容が掲示されている場所

いの町3229番地2 仁淀消防組合消防本部
消防署前掲示板

オウム真理教犯罪被害者等給付金のご案内

《オウム真理教犯罪被害者等給付金について》

この給付金は、オウム真理教による下記事件により、亡くなられた方のご遺族、障害が残った方及び傷病を負った方に支給されます。また、障害が残った方及び傷病を負った方がすでに亡くなられている場合、そのご遺族に支給されます。

- 地下鉄サリン事件（平成7年3月20日発生）
- 松本サリン事件（平成6年6月27日～28日発生）
- 弁護士及びその妻子の殺人事件
（平成元年11月4日発生）
- サリンを使用した弁護士の殺人未遂事件
（平成6年5月9日発生）
- VXを使用した殺人未遂事件
（平成6年12月2日発生）
- VXを使用した殺人事件
（平成6年12月12日発生）
- VXを使用した殺人未遂事件
（平成7年1月4日発生）
- 公証人役場事務長の逮捕監禁致死事件
（平成7年2月28日～3月1日発生）

《給付金の額について》

被害の類型に応じて、次の額が支給されます。

- ①死亡 2,000万円
- ②障害
 - イ 介護を要する障害（1・2級） 3,000万円
 - ロ 重度の障害（1～3で、イ以外のもの） 2,000万円
 - ハ その他の障害（4～14級） 500万円
- ③傷病（死亡・障害をもたらすものを除く。）
 - イ 重傷病（通院加療1か月以上の傷病） 100万円
 - ロ 重傷病以外の傷病（通院加療1日1か月未満の傷病） 10万円

《給付金支給裁定の申請について》

給付金の支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察の本部で行っています。

申請は、平成20年12月18日（木）から2年間に限り行うことができます。ただし、やむを得ない理由により、この期間内に申請をすることができなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に限り申請を行うことができます。

▶ 問い合わせ

高知県警察本部 企画課被害者支援室

（代表）☎ 826-0110

内線 2963・2694